

碧水会（熊本大学工業会化学部会熊本支部）会則

第1章 総則

第1条 本会は熊本大学工業会化学部会熊本支部と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、教養を高め、母校の発展に助力し、進んで社会公共の為に尽くすことを目的とする。

第2章 会員

第3条 本会の会員は次の熊本県内居住者若しくは熊本県内勤務者とする。

- 1 熊本高等工業学校、熊本工業専門学校、臨時教員・附設教員養成所、熊本大学工学部の化学系及び大学院〔工学・化学系〕の卒業生並びに修了生
- 2 1項に掲げる学校等の現教職員及び旧教職員

第3章 事業

第4条 本会はその目的を達成するため下記の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦を図るため、原則として毎年、同窓会等を開催する。
- 2 会員の研修と情報交換の場の設定
- 3 母校の発展に協力すること
- 4 その他必要な事業

第4章 役員

第5条 本会に下記の役員を置く

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 監事 2名
- 4 顧問 1名

第6条 会長は本会を代表し会務を統括する。

第7条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第8条 監事は本会の会計事務の監査を行う。

第9条 顧問は、熊本大学工学部物質生命化学科長をもって充てることとし、本会の運営に意見を述べ、助言を行う。

第10条 本会に事務局を置く。事務局は会長・副会長を補佐し、企画・会計事務その他の業務を所掌する。

第11条 本会の役員等は以下の各項の方法により選任する。

- 1 会長・副会長：総会において会員の中から選出する。
- 2 監事：総会において会員の中から選出する。
- 3 事務局：会員の中から会長が委嘱する。

第12条 顧問を除く役員任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

第5章 会議

第13条 総会は定期総会及び臨時総会として会長がこれを招集する。定期総会は、3年に1回開催し、役員改選、会務報告及び協議を行う。また、必要に応じて臨時総会を開催する。

第14条 会議の議決は出席者の過半数をもって行う。

第6章 実行委員会

第15条 本会は第4条の事業を着実に実施するため、必要に応じて実行委員会を設けることができる。

第7章 会計

第16条 本会の運営に必要な経費は、同窓会参加費・寄付金及びその他の収入とする。

第17条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条 本会の決算は監事の監査を経た後、総会の承認を得るものとする。

第8章 附則

第19条 本会の運営並びに事業遂行について、必要に応じ別に細則を設けることができる。

第20条 本会会則は平成8年4月20日第2回総会で議決し、同日より有効とする。

- 2 平成11年10月30日第3回総会で一部改正し、同日より有効とする。
- 3 平成23年11月5日第6回総会で一部改正し、同日より有効とする。
- 4 平成26年11月8日第7回総会で一部改正し、同日より有効とする。